

広報きさらづ制作業務委託 仕様書

1 委託名

広報きさらづ制作業務委託

2 目的

市の情報を「広報きさらづ」として毎月1日に発行し、「正確に」「迅速に」「わかりやすく」市民に届けるだけでなく、「市民の目線とニーズに寄り添った紙面づくり」「地域のブランド化につながる紙面づくり」を意識することで、市の取り組みに対して理解と関心を高めるほか、市民参加の促進やシビックプライドの醸成を目的とする。

3 履行期間

契約の締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
市長公室シティプロモーション課 ほか

5 業務内容

広報きさらづ制作業務は、以下の通りの業務内容とする。

(1) 発行スケジュールの作成

- ①入稿～校了:約14日、色校正～納品:約7日を想定。
- ②急な差し替えなどにも迅速に対応できる体制(営業部門・制作部門・印刷部門全て)。

(2) 紙面のデザイン

ア 表紙・特集ページについて

- ①市は Microsoft Word・Adobe PDF・JPEG などのデータにより使用したいテキスト原稿や写真素材等を送付するほか、受託者にテーマやコンセプト、イメージを伝える。
- ②受託者は、①を基にデザインを作成し、提案する。なお、表紙については複数案提案する。必要な場合はシティプロモーション課で開催する編集会議に出席する。

イ 記事ページについて

- ①市は、記事毎のテキスト原稿・記事配置・デザインイメージ・写真素材等をページ毎に Microsoft Word・Adobe PDF・JPEG などのデータにて受託者に送付する。
- ②受託者は、①を基にユーザビリティに配慮したレイアウトや、記事の内容を効果的に伝えるためのタイトルやキャッチコピー、画像等について提案し、作成する。最終的に市の指示に従う。
- ③受託者は適宜イラスト・地図・図表の作成を行う。なお、市からデザインイメージの指示がない

場合でも、適宜イラストなどのデザインを追加できるものとする。

ウ ア・イ共通事項

- ①受託者はユニバーサルデザインフォントを効果的に活用する。
- ②高齢者や障がいのある人を含む、すべての人が見やすいデザインを提供する。

(3) 紙面の校正

- ①受託者は校正データを Adobe PDF などて市に送付する。
- ②受託者は原則入稿したページ順に初校出しを行うが、市から優先順位の指示があった場合はこの限りではない。
- ③表紙の初校では、受託者は複数案用意する。
- ④受託者によるDTP制作と校正直しを行う。市は修正指示をデータにて送付する。
- ⑤受託者で加筆・削除・修正した場合はその部分を示した確認用データを送付する。
- ⑥市が校了または責了とするまで校正作業を繰り返し行う。
- ⑦市が責了したのち、独自に読み合わせ等を行い、誤りが無いか確認する。
- ⑧受託者は市が指示したタイミングで色見本1部を市に提出する。
- ⑨突発的な理由による記事・写真及びイラスト等の修正並びに差し替え等の場合は、迅速に対応する。

(4) 印刷

- ①部数は毎号47,000部（見込み）とする。
- ②色はオールカラーとする。
- ③ページ数は、毎号原則12ページとする。
- ④サイズはB4タブロイド版とする。
- ⑤紙質は環境に配慮し、再生紙を使用する。

(5) 差し込み

受託者は、日程内に市から指示を受けた場合に、他の印刷業者からの印刷物を広報紙に差し込むことが可能である（差込料金は別途契約）。

(6) ポスティング封入

広報紙のポスティング分（約4,500部）について、指定の封筒（長3）に広報紙を封入し、納品時に引き渡す。

(7) 納品

- ①受託者は、毎月1日の発行日の2営業日前までに成果物を市へ納品する。

②受託者は、毎月1日の新聞折り込みに支障のないよう折り込み業者に納品する。

(8) カタログポケット掲載

受託者は多言語ユニバーサル情報配信ツールであるカタログポケットに、広報きさらづが発刊される度に掲載する。

6 費用負担

広報きさらづ制作業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り契約金額に含む。なお、受託者が責任校了した後の受託者の重大な過ちの損害は、受託者の負担とする。

7 成果物

	成果物	補足説明	期限
1	広報紙 見本品	印刷された広報紙の見本品を納品する。	発行日の概ね3営業日前まで
2	広報紙 完成品	印刷された広報紙を納品する。納品の際は、二つ折りのものと、折られていないものを納品する(部数の内訳は市と協議)。また、広報紙全ての最終データも納品する。	発行日の概ね3営業日前まで
3	広報紙 表紙画像データ	ホームページ、SNSなどで周知するための画像データを納品する。	発行日の3営業日前まで
4	封筒 (広報紙封入済)	封筒に広報紙を封入した状態で納品。	折り込み業者が指定する期限まで

8 その他

(1) 受託者は、本仕様書にて示した要件を達成するための解決方法や実現手段などについて提案する。

(2) 本仕様書に定めのない事項または業務の実施に関する疑義が生じた場合には、市と受託者が協議の上、決定する。

(3) 大災害の発生時や緊急時等に伴う臨時号の発行に当たっては、随時発注者と協議を行うこと。